

特別養護老人ホーム ひかり隣保館【従来型多床室】

1 介護給付サービスによる料金(3割負担)

下記の表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金お支払下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

介護度	介護保険サービス費(3割負担分)										利用者負担 (月額)	介護保険負担 限度額段階	居住費	食費	1ヶ月後利用の場合の自己負担額 合計(目安)
	基本単位 (日)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅲ) (日)	夜勤職員 配置加算 (日)	栄養ケアマネ ジメント加算 (日)	口腔衛生管理 体制(月)	総単位	介護職員処 遇改善加算 (8.3%)	介護職員特 定処遇改善 加算 (2.3%)	報酬単位	費用合計 (地域区分 10.27)					
1	559	6	13	14	30	17,790	1,477	409	19,676	202,072	60,622	第1段階	0	300	69,622
												第2段階	370	390	83,422
												第3段階	370	650	91,222
												第4段階	840	1380	127,222
2	627	6	13	14	30	19,830	1,646	456	21,932	225,241	67,573	第1段階	0	300	76,573
												第2段階	370	390	90,373
												第3段階	370	650	98,173
												第4段階	840	1380	134,173
3	697	6	13	14	30	21,930	1,820	504	24,254	249,088	74,727	第1段階	0	300	83,727
												第2段階	370	390	97,527
												第3段階	370	650	105,327
												第4段階	840	1380	141,327
4	765	6	13	14	30	23,970	1,990	551	26,511	272,267	81,681	第1段階	0	300	90,681
												第2段階	370	390	104,481
												第3段階	370	650	112,281
												第4段階	840	1380	148,281
5	832	6	13	14	30	25,980	2,156	598	28,734	295,098	88,530	第1段階	0	300	97,530
												第2段階	370	390	111,330
												第3段階	370	650	119,130
												第4段階	840	1380	155,130

* 柏市の地域区分は、6級地で1単位当たり10.27円となります。

* 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)…介護職員の処遇改善の取り組みを行っている場合に加算します。
介護度別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に8.3%を乗じた単位数で算定します。

* 状況により次の加算が追加される場合があります。

若年性認知症入所者受入加算(247円/日)、初期加算(62円/日)、外泊時費用(506円/日)、療養食加算(13円/回)

経口維持加算Ⅰ(822円/月)、口腔衛生管理加算(226円/月)、低栄養リスク改善加算617円/月)

看取り介護加算Ⅰ…死亡日以前4日以上30日以下(296円/日)、看取り介護加算Ⅰ…死亡日以前2日又は3日(1397円/日)、看取り介護加算Ⅰ…死亡日(2629円/日)

* ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

* 若年性認知症利用者受入加算は、受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うことが算定に関する基準です。介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を提出したうえで算定します。

* 増築棟のお部屋をご利用いただく場合は、居住費に特別な室料を加算します。(350円/日)

[R1.10改訂版]